

大町市産後ケア事業のご案内

産後ケア事業とは

出産後のからだの回復や授乳など、育児に不安や心配などがあるお母さんとあかちゃんが、施設に宿泊又は通所し、授乳指導や育児相談等が受けられる事業です。



対象者

大町市に住所があり、産後ケアを必要とするお母さんとお子さん

例えば…出産後のからだの回復について不安がある方、産後の経過に応じた休養などが必要な方
育児に不安がある方、ご家族などからの育児支援が受けられない方 など

※注意 医療行為や入院治療が必要な方は、利用できません。

事業の内容

- (1) お母さんのからだの健康管理や生活面の指導
- (2) 乳房の管理
- (3) 沐浴、授乳等育児指導
- (4) その他母子に関する保健指導



利用できる期間と日数

出産後 1 年を経過するまでの間に 7 日間

(特に必要となる状況がある場合は、宿泊又は通所それぞれ 14 日間まで延長が可能です。)

利用料金 (1 日あたり)

宿泊型

- 市が負担する額 事業の利用料 (委託額) の 8 割
- 自己負担額 事業の利用料 (委託額) の 2 割

通所型

- 市が負担する額 事業の利用料 (委託額) の 8 割
- 自己負担額 事業の利用料 (委託額) の 2 割

※利用料は各施設によって異なります。

※住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は委託額の全額を市が負担します。

※事業の実施にあたり、費用以外の経費 (食事代など) は、利用者の自己負担となります。

※利用者負担の減免支援 (食事代以外の利用費) が R6 年 4 月より開始となりました。

※多胎の場合は、料金が加算されます。

詳しくは、中央保健センターまでお問い合わせください。

利用できる施設

施設名	住所	連絡先	事業形態
医療法人仁雄会 穂高病院	安曇野市穂高 4634 番地	0263-82-2474	宿泊型
一般社団法人 助産院 おりん	北安曇郡池田町会染 213-1	090-9857-5538	宿泊型・通所型
市立大町総合病院	大町市大町 3130 番地	0261-22-0415	通所型

上記以外の施設での利用をご希望の方はご相談ください。

利用方法

- ①中央保健センターへ連絡・相談
- ②利用する医療機関・施設に問い合わせ
- ③利用申請書を受け取り、必要事項を記入
- ④利用する医療機関・施設の医師または助産師に、利用申請書の意見欄を記入してもらう
- ⑤医療機関・施設を利用する3日前までに利用申請書を中央保健センターに提出
- ⑥決定通知書を受け取り利用

※利用申請書は、利用が決まったらなるべく早めにご提出ください。（郵送やご家族の方による提出も受け付けています。）



お問い合わせ先：大町市中央保健センター

電話 0261-23-4400

Fax 0261-23-4401

E-mail: hokencenter@city.omachi.nagano.jp